

「財務応援 Lite」国境を越えた役務の提供に対する消費税の 課税見直し対応版のご案内 (Ver. 9.6)

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。
よろしくご査収のほどお願いいたします。
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

プログラム提供開始日 (予定)

ダウンロード公開日(※) : 2015年10月19日(月)

CD-ROM発送開始日 : 2015年11月11日(水)

バージョンアップ対象

財務応援 Lite Ver.9.4 以降

改正内容

タビスランドの改版情報 : <http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000437>

1. 改正の主な内容

国境を越えた役務の提供に関する消費税課税の見直し

(1) 国境を越えた役務の提供に関する消費税の課税見直し

所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号）等により、消費税法等の一部が改正され、国境を越えて行われるデジタルコンテンツの配信等の役務の提供に係る消費税の課税関係の見直しが行われました。

(2) 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入と申告

電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外のものとに区分されることとされました。

消費税法においては、課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡に係る申告・納税を行うこととされていますが、電気通信利用役務の提供のうち「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う「リバースチャージ方式」が導入されました。

国内において国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

これに伴い、消費税申告書・付表の様式が変更されました。また、特定課税仕入を行った場合の別表が追加されました。

2. システムの対応内容（予定）

リバースチャージ対応

(1) 消費税区分の追加

特定課税仕入れの消費税区分を追加します。

「登録国外事業者」から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」は、通常の課税仕入れで処理します。

今回追加した消費税区分の入力に関しましては、取引日付などによる入力制御は行いません。

分類	消費税区分	
仕入	91	特定課税仕入(対課税売上)
	92	特定課税仕入(共通)
	93	特定課税仕入(対非課税売上)
仕入 返還	94	特定課税仕入返還(対課税売上)
	95	特定課税仕入返還(共通)
	96	特定課税仕入返還(対非課税売上)

(2) 帳票出力の対応

特定課税仕入に対応した消費税区分の集計・出力に対応します。

主な対応帳表：消費税計算書、仕入科目の明細表

お問い合わせ先



北海道オフィスマシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください